

**自動走行新ビジネス創出推進事業実施委託業務
企画提案募集要領**

1 委託業務名

自動走行新ビジネス創出推進事業実施委託業務

2 業務の目的

自動走行技術等を中心とする自動車関連技術の飛躍的な進展が本県の産業構造に与える影響を調査・分析するとともに、その結果を踏まえ、本県において推進すべき新ビジネスのテーマを設定した研究会を設置、開催することで、自動走行に係る新たなビジネスモデルの創出を推進する。

3 業務の対象者

本業務は、あいち地域活性化雇用創造プロジェクトの一環として、自動車産業（別添「対象業種一覧」参照。）に係る業種の県内企業（県内の事務所又は事業所）を対象に実施するものである。

4 業務目標

ア 新ビジネス研究会参加企業（平成30年度終了時点） 30社以上

イ 安定的な正社員雇用（※） 参加企業の10%における新規雇用
（平成30年度終了時点） 30社中3人以上

（※）就業者数の実績に計上できる「安定的な正社員雇用」とは、以下の要件をすべて満たす労働者とする。

- ・期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- ・派遣労働者でないこと。
- ・1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- ・労働協約又は就業規則、その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同じ賃金制度が適用されている労働者であること。
- ・事業利用と明らかに関連がない雇用者（例：定期採用者、退職者補充等）でないこと。
- ・事業を利用する前に雇用されている在職者（試用期間中の者を含む。）（非正規雇用から正規雇用へ転換する在職者を除く）でないこと。

5 業務の内容

（1）アンケート調査の実施

自動走行技術等の進展及び関連ビジネスに係る企業等へのアンケート・ヒアリング調査を実施する。

自動車関連企業や団体等に対して、自動走行に係る現状の課題、今後の展望等についてアンケート調査し、関心を示す企業等を中心にヒアリング調査を実施することで、自動車関連企業における自動走行関連ビジネスに係る意識、課題、ニーズ等を抽出する。

- ア 県内企業・団体等1, 700者以上にアンケート調査を実施すること。
 - イ 調査対象は、自動車関連企業を中心に、地域や業種・規模割合を考慮し、サービス産業等、今後新ビジネス創出に関連が想定される企業・団体を含めること。
 - ウ 調査対象の過半は中小・中堅企業とすること。
 - エ 質問項目には今後、自動走行技術の発展に伴う影響・関連、展望の他、現在・将来の経営方針(技術開発、新事業展開等)、経営資源の強み・弱み、課題、事業承継、外部機関の活用状況、施策ニーズ等の項目を盛り込むこと。
 - オ 多くの回答を得るため、アンケート調査票の回収方法を工夫すること。
(企画書には、アンケート調査の目標回収率を記載すること。)
- (2) 調査分析、情報収集、将来予測等を実施し、愛知県の特色を活かした3分野・テーマ以上のビジネスモデルの設定
- 以下の諸データを基に、自動走行を基本とする新たなビジネスモデルのあり方についての課題を抽出し、目指すべき方向性や計画を明確にし、新事業・新産業の創出のためのビジネスモデルを3分野・テーマ以上を設定する。
- ア アンケート調査の集計・分析結果
 - イ 自動走行に関する国内外の先進事例
 - ウ 自動走行に関する統計資料
 - エ 県が実施している「自動走行実証推進事業」での成果(アンケート結果等)
 - オ 将来の産業構造、社会・雇用環境等の動向予測 など
- (3) ヒアリング調査の実施
- 調査分析等によって提案された3分野・テーマ以上のビジネスモデルについて、関連企業・関連団体、行政機関に対しヒアリングを行う。
- ア ビジネスモデル1分野・テーマにつき10者以上(大学の研究機関及び行政機関を含む)のヒアリングを実施すること。
 - イ 関係が予測される行政機関(経済産業省、国土交通省、内閣府、警察庁等)へのヒアリングも実施すること。
 - ウ 自動走行技術等に関わりのある大学や研究機関等も含むこと。
- (4) 自動走行技術の最新動向に関するセミナーの開催
- アンケート・ヒアリング調査対象企業を中心に、自動走行を活用した部品製造・新サービスの提供等を目指す企業を主な対象とし、最新の動向について理解を深めてもらうため、有識者によるセミナーを開催すると共に、参加を促す。
- ア セミナーの開催にあたっては、企業・団体等、広く意見を聴取した上で、セミナー内容を選定すること。
 - イ セミナーは1回以上開催すること。(複数回の開催も可。)
 - ウ 多くの参加者が得られるよう、講師(専門家)及び講演内容の選定並びにセミナーの開催方法(チラシの作成・広報等)を工夫すること。(企画書には、セミナー参加人数の目標人数を記載すること。)
- (5) 自動走行に係る研究会の設置
- アンケート・ヒアリング調査の結果を基に、ビジネスモデルを具現化するために3つ以上の分野・テーマ別の研究会を立ち上げ、新たなビジネスモデルの創出につなげる。

- ア 研究会の設置にあたって、県及びヒアリング企業等を含めての検討会を実施すること。
 - イ 3分野・テーマ以上の研究会を設置すること。
 - ウ 各研究会それぞれ1回以上開催すること。(複数回の開催も可。)
 - エ 各研究会開催後、検討された新ビジネスについて創出までの具体的な計画を提示すること。
- (6) 業務実施結果報告書の取りまとめ
アンケート・ヒアリング調査の集計・分析結果やセミナー開催の成果等を業務実施結果報告書として取りまとめること。
- (7) その他
スケジュール及び業務管理

6 委託契約期間

契約締結の日から平成30年3月23日まで

7 成果物の提出

- (1) 業務実施結果報告書(業務全体の報告書 A4版縦20部及び電子データ一式)
各業務に係る記録(記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等)をまとめると共に、各業務実績等についても詳しく記載すること。
- (2) アンケート集計データ
- (3) 上記資料を電子ファイル化したもの(CD-R等) 1式
- (4) 上記資料は、簡易製本も可とする。グラフや表の活用により視覚的にも見やすく、かつ、分かりやすいものとなるよう工夫を行うものとする。
- (5) その他、県が指示したものとする。

8 提出場所

上記の成果物は愛知県産業労働部産業振興課に提出すること。

9 業務の対象経費

本業務の経理処理にあたっては、対象となる経費を明確に区別して処理すること。対象経費は、本事業に携わる者の人件費、業務実施に必要な事業費とする。

ア 人件費

- ・アンケート・ヒアリング調査の企画、実施、集計、分析に従事する者及びセミナーの企画、実施、調整等に従事する者の人件費(給料・報酬、諸手当(通勤手当、超過勤務手当等)、社会保険料の事業主負担分)
- ・謝金(セミナー講師等)
- ・補助スタッフの賃金
- ・出張に係る旅費

イ 事業費

- ・業務実施結果報告書の制作に係る経費
- ・セミナー等会場借上料、機材借上料

- ・事業を行うために必要な資料作成費
- ・事業を行うために必要で、事業に使用されることが特定、確認できる物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入費及びリース経費
※3万円以上の物品調達はリースとすること
- ・その他、事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定、確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（消耗品、通信運搬費等）

ウ 対象とならない経費

- ・住居手当、退職引当金
- ・国、都道府県により別途、補助金、委託費、助成金等が支給されている経費、地域求職者等から費用を徴収している経費
- ・建物等施設に関する経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地・建物等を取得するための費用）
- ・事業実施中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・その他、適切と認められない経費
※一般管理費(事業を行うために必要な経費のうち、証拠書類による照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費)の計上は認められないため、直接的な経費を積み上げること。
※人件費以外の事業費は、対象経費全体の50%までとすること。

10 委託業務にあたっての留意点

- (1) 業務委託期間中は、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑かつ安全な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。不足の事態が生じた際は、総括責任者は県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 本事業は国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し実施するものであるため、雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱並びに関係する通知等の規定を確認し、遵守すること。
- (6) 経理処理の詳細については、県と調整すること。また、事業終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、事業終了前に必要に応じて経理書類の整備について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (7) 受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求

- めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
 - (9) その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。

1 1 契約条件

- (1) 委託金額限度額
6,307,000円（消費税及び地方消費税込み）
- (2) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。）
- (3) 契約期間
契約締結日から平成30年3月23日までとする。
- (4) 委託料の支払条件
業務完了後の精算払いとする。
- (5) 支払額の確定方法
業務完了後、実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は契約金額内の範囲内であって、対象となる経費の合計となる。このため、すべての経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。
- (6) その他
 - ア 企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算と同じになるとは限らない。
 - イ 本事業の実施は、国の地域活性化雇用創造プロジェクト事業での交付決定を条件とする。

1 2 応募資格

- 応募の資格者は、次の要件の全てを満たす者とする。
- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等であること。
 - (2) 愛知県の平成28・29年度入札参加資格者名簿（大分類：3 役務の提供、中分類：07. 調査委託（但し、希望順位が01の者に限る）、小分類（01 市場調査、04 企業調査））に登録された者であること。
 - (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
 - (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
 - (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
 - (8) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約にかかる資格停止措置を

提案書受付期間に受けていないこと。

1 3 説明会

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

(1) 開催日

平成29年4月25日(火) 午前10時から

(2) 実施場所

愛知県庁西庁舎2階 第14会議室 (名古屋市中区三の丸3-1-2)

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、平成29年4月21日(金) 午後4時までに電子メールにより連絡すること。E-mail: sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「自動走行新ビジネス創出推進事業説明会参加申込」とし、本文中に、

①貴社名・所属、②参加者氏名(1社あたり2名まで)、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。

(注) 出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

1 4 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、次に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求められることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 9部(正本1部、副本8部とする。)

・別添様式1のとおり

(イ) 企画提案書 9部(正本1部、副本8部とする。)

・別添様式2から6のとおり

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 9部

・別添様式7のとおり

(エ) 添付書類 各9部

・会社の概要を記載したパンフレット等

・定款

・決算報告書(直近2期分)

イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る)のいずれかとする。

ウ 提出期限

平成29年5月15日(月) 午後4時(必着)

郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

※できる限り事前に電話連絡すること。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎7階)

愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ

電話 052-954-6376 (ダイヤルイン)

オ 応募に関する問合せ先

問合せは、電子メール (sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp) によること。

(件名は「自動走行新ビジネス創出推進事業に関する問合せ」とする。)

※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(2) 企画提案書類作成上の注意

ア 用紙サイズは、A4縦(横書き、要ページ番号)とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。)

エ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

1.5 企画提案内容(提案項目等)

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述すること。

(1) 業務に関する企画等〔様式4〕

ア 本業務の基本方針

- ・業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。

イ 自動走行技術等の進展及び関連ビジネスに係るアンケート・ヒアリングの実施方法及びアンケート・ヒアリング調査の内容の提案

- ・アンケート・ヒアリング調査を実施する企業・団体の数と、その選定基準を示すこと。
- ・アンケート調査から自動走行関連ビジネスに係る意識、課題、ニーズ等を的確に把握できるようアンケート及びヒアリング項目の概要及び分析方法を提案すること。

ウ 自動走行技術等の進展を踏まえた自動車産業の現状把握及び将来予測

- ・情報収集や分析を実施する国内外の先進事例や統計資料等を提案すること。

エ セミナー内容及び開催方法の提案

- ・多くの参加者を得られるよう、講師(有識者)及び講演内容を選定し、講演方法を示すと共に、開催方法(チラシの作成・広報等)を提案すること。
- ・セミナーを通して研究会への参加を促す手法を提案すること。

オ 研究会の運営方針について

- ・当該事業目的を達成するための研究会の運営方針を示すこと。
- ・参画企業を確保するための手法を提案すること。

カ その他

- ・業務実施のスケジュールを示すこと。

キ 付加提案

- ・その他本業務をより効果的に実施するための追加事項について記載すること。

(2) 概算費用

業務の実施に係る概算費用（見積額）を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。（代表者印押印のうえ、「愛知県知事」宛としたもの）記入する際は、消費税抜きで記入すること。ただし、限度額は6,307,000円（税込み）とすること。

(3) 類似業務の受託実績【様式3】

産業振興及び地域振興、雇用・労働に係るもので平成26年度から平成28年度の3年度間に主催又は受託した類似業務（調査・運営等）の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した業務の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、契約金額等、具体的な内容を記述すること。

(4) 業務実施体制及びスタッフの業務経歴【様式2】

業務を受託した場合の業務を実施する体制（専門家、組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務を運営する専門家、従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

16 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」と言う）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※プレゼンテーションは1者10分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※プレゼンテーションの日時は別途連絡する。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、次のとおりとする。

- ・主なアンケート項目、調査対象先の数、企業属性（地域、業種、規模）
- ・主なヒアリング項目、ヒアリング先の数
- ・アンケート・ヒアリング調査の分析方法
- ・セミナーの内容（セミナー講師の選定、効果的な広報内容）
- ・研究会の運営方針、参画企業の確保の手法
- ・社会的価値の実現に資する取組等
- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・障害者法定雇用率の達成の有無
- ・あいち女性の輝きカンパニー認証の有無
- ・女性の活躍促進宣言提出の有無
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書提出の有無
- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入の有無
- ・エコ通勤優良事業所の認証の有無
- ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録の有無
- ・活動報告書の提出

(4) 審査結果の通知

審査結果は、平成29年5月下旬（予定）頃に全提案者に文書にて通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

1.7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------|----------------------|
| 4月25日（火） | 事業者への事業説明会 |
| 5月15日（月） | 企画提案の締切 |
| 5月中～下旬 | 審査会（委託事業者決定）、契約、業務着手 |

1.8 その他

- (1) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式、社

- 印及び代表者印押印のこと)を提出すること。
- (4) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
- ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

19 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (愛知県庁西庁舎7階)
愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ
電話 052-954-6376 (ダイヤルイン)